

## 安城市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給に資するため、土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対して、予算の範囲内で交付する補助金に関して、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国の要綱」という。）において使用する用語の例による。

## (補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、国の要綱附属第Ⅱ編第1章基幹事業イ社会資本整備総合交付金事業イー16住環境整備事業イー16ー(2)に規定する優良再開発型優良建築物等整備事業の共同化タイプ（以下「共同化タイプ」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しない事業は補助金の交付の対象としない。

- (1) JR安城駅周辺の都市拠点の形成に貢献する施設整備を含むものと認められるものであること。
- (2) 安城南明治土地区画整理事業の施行期間中に第7条第3項による市長の承認を受けた事業計画に基づくものであること。
- (3) その他国の要綱が規定する交付条件に適合するものであること。

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、共同化タイプ（当該事業を実施しようとする者で所有権等を有するものの半数以上が、3親等以内の親族である場合、個人とその同族会社である場合又は法人とその関連企業である場合を除く。）を実施しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員

」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるもの

(2) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいると認められるもの

(3) 暴力団員等が、経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

(5) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等と密接な関係を有するもの

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続開始の申立てがなされている者

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続開始の申立てがなされている者

(8) 国税、愛知県税及び安城市税の滞納がある者

(9) 市長が不適當と認める者

(補助対象区域)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる区域は、安城南明治土地区画整理事業の都市計画決定区域とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる費用の合計額の3分の2以内の額とする。

(1) 調査設計計画費

ア 事業計画作成費

イ 地盤調査費

ウ 建築設計費

(2) 土地整備費

ア 建築物除去等費

イ 補償費等

(3) 共同施設整備費

ア 空地等整備費

イ 供給処理施設整備費

ウ その他の施設整備費

2 前項に掲げる各費用の範囲、限度額その他の算定方法については、国の要綱附属第Ⅲ編国費の算定方法第1章基幹事業イ社会資本整備総合交付金事業イ—16住環境整備事業に係る基礎額イ—16—(2)優良建築物等整備事業に係る基礎額に規定する算定方法の例による。

(事業計画等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ優良建築物等整備事業計画協議書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2)

(2) 承諾書(様式第3)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により補助事業に係る事業計画を承認するに当たって、必要な指導、助言等を行うことができる。

3 市長は、事業計画が補助事業に適合すると認めたときは、当該事業計画を承認し、速やかに優良建築物等整備事業計画承認通知書(様式第4)により補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、事業計画が補助事業に適合しないと認めたときは、当該事業計画を承認しないこととし、速やかに優良建築物等整備事業計画不承認通知書(様式第5)によりその旨の理由を付して補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は年度ごとに、当該年度に係る事業について、優良建築物等整備事業補助金交付申請書(様式第6)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 交付申請額の算出方法等の分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

## (補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第7）（以下「交付決定通知書」という。）により、不交付の決定をしたときは優良建築物等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第8）により第8条の申請をした補助対象者に通知する。

## (補助金の経理)

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象となる事業の完了後10年間保存しなければならない。

- 2 補助決定者が、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

## (事業内容の変更)

第11条 補助決定者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の内容（当該年度の補助対象事業に要する経費の配分を含む。）を変更しようとするときは、優良建築物等整備事業内容変更承認申請書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、優良建築物等整備事業内容変更承認通知書（様式第10）により当該申請をした補助決定者に通知する。

## (事業の中止又は廃止)

第12条 補助決定者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに優良建築物等整備事業中止・廃止承認申請書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認をし、優良建築物等整備事業中止・廃止承認通知書（様式第12）を交付する。

## (事業の完了期日の変更)

第13条 補助決定者は、補助対象事業が交付決定通知書に記載された完了予定期

日までに完了しないときは、速やかに優良建築物等整備事業完了期日変更承認申請書（様式第13）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、承認し、優良建築物等整備事業完了期日変更承認通知書（様式第14）を交付する。

（工事着手等の届出）

第14条 補助決定者は、次に掲げる工事に着手したとき又は工事が完了したときは、着手（完了）届（様式第15）を市長に提出しなければならない。

（1）除却工事

（2）建築工事

（進行状況の調査及び報告）

第15条 市長は、必要に応じて、補助事業に係る工事等の進行状況を調査し、又は優良建築物等整備事業進行状況報告書（様式第16）により、補助決定者からその進行状況の報告を求めることができる。

（検査等）

第16条 市長は、補助金の交付手続上必要があると認めるときは、補助決定者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は職員に当該施行地区若しくは建築物その他の物件及び設計図書等の書類を検査させ、指示をさせることができる。

（実績報告）

第17条 補助決定者は、当該年度に係る補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して14日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに優良建築物等整備事業完了実績報告書（様式第17）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第18条 市長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、優良建築物等整備事業補助金確定通知書（様式第18）を交付する。

（補助金の交付請求及び交付）

第19条 前条の確定通知を受けた補助決定者は、優良建築物等整備事業補助金交付請求書（様式第19）により補助金の交付を請求する。

2 市長は、前項の請求が適当と認めるときは、補助金を交付する。

## (交付決定の取消)

第20条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 建築基準法その他関係法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第20）により当該補助決定者に通知する。

## (補助金の返還請求)

第21条 市長は、前条第2項の通知をする場合において、当該補助決定者に対し、交付決定の取消しに係る部分の補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全部又は一部について期限を定めて返還させるものとする。

## (代表者)

第22条 補助対象者が一の建築物について複数である場合においては、代表者1人を決め、その者にこの要綱に関する法律上及び事実上の一切の行為を委任し、その者を通じて、申請、決定の受領、届出、請求、補助金の受領その他の行為をすることができる。

## (補助制度周知のための施行者の努力義務)

第23条 補助決定者は、優良建築物等整備事業制度の趣旨が広く市民に周知され、事業の一層の促進に資するため、当該事業の期間中及び事業完了後において、次の各号に掲げる内容について、補助事業を行う区域に接する道路から容易に視認できる場所に表示するよう努めなければならない。

- (1) 優良建築物等整備事業の趣旨に係ること。
- (2) 市からの直接補助並びに国及び県からの間接補助を受ける事業であること。

## (委任)

第24条 この要綱で定めるもののほか事業の施行に必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



様式第1（第7条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所  
（代表者） 氏 名

印

優良建築物等整備事業計画協議書

優良建築物等整備事業に係る事業計画の事前協議を下記のとおり申し  
出ます。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の所在地
- 3 敷地面積  $m^2$
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書（様式第2）
    - ア 事業実施工程表
    - イ 建築概要及び図面（面積表を含む。）
    - ウ 資金計画書
    - エ 地権者及び従前資産一覧
  - (2) 承諾書（様式第3）
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第7条、第8条関係）

## 事業計画書

- 1 事業実施行程表
- 2 建築概要及び図面（面積表を含む。）
- 3 資金計画書

## （1）資金計画書

（単位：百万円）

収 入 金		支 出 金	
補助金		調査設計計画費	
床処分金		土地整備費	
権利者負担金		工事費	
		借入金利子	
		事務費	
計		計	





(3) 補助金算出根拠

(単位：百万円)

		総額			年度			年度			年度		
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
調査設計 計画費	事業計画作成費												
	地盤調査費												
	建築設計費												
	小計												
土地整備 費	建築物除却等費												
	補償費等												
	小計												
工事費	共同施設整備費												
合計													

4 地権者及び従前資産一覧

様式第3（第7条関係）

年 月 日

土地所有者等  
（代表者） 様

承 諾 書

この度、あなたが安城市優良建築物等整備事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、申請に係る事業に下記の土地を使用することに承諾します。

記

1 土地の所在地

2 敷地面積  $m^2$

土地所有者  
住所

氏名

印

様式第4（第7条関係）

第 号  
年 月 日

土地所有者等 様  
（代表者）

安城市長 印

優良建築物等整備事業計画承認通知書

年 月 日付けで申出のあった建替事業計画については、審査の結果、承認しましたので通知します。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第5（第7条関係）

第 号  
年 月 日

土地所有者等 様  
（代表者）

安城市長 印

優良建築物等整備事業計画不承認通知書

年 月 日付けで申出のあった建替事業計画については、審査の結果、不承認としましたので通知します。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の所在地
- 3 不承認の理由

様式第6（第8条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所

（代表者） 氏 名

印

## 優良建築物等整備事業補助金交付申請書

安城市優良建築物等整備事業補助金の交付を下記のとおり申請します。

## 記

1 事業計画の名称

2 事前協議年月日 年 月 日  
（承認番号）

3 事業区域の所在地

4 事業の完了期日 年 月 日

5 交付申請額 円  
（内訳）

（1）調査設計計画費補助金 円

（2）土地整備費補助金 円

（3）共同施設整備費補助金 円

6 添付書類

（1）事業計画書

（2）交付申請額の算出方法等の分かる書類

（3）その他市長が必要と認める書類

※事業計画書は、事業計画協議書の様式を準用してください。

様式第7（第9条関係）

第 号  
年 月 日

土地所有者等 様  
（代表者）

安城市長 印

優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった優良建築物等整備事業に係る補助金の交付申請について、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の所在地
- 3 補助金交付決定額 円  
（内訳）
  - （1）調査設計計画費補助金 円
  - （2）土地整備費補助金 円
  - （3）共同施設整備費補助金 円



様式第8（第9条関係）

第 号  
年 月 日

土地所有者等 様  
(代表者)

安城市長 印

優良建築物等整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった優良建築物等整備事業に係る補助金の交付申請について、下記のとおり補助金を交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1 事業計画の名称
- 2 事業区域の所在地
- 3 不交付決定の理由

様式第9（第11条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所  
（代表者） 氏 名 印

優良建築物等整備事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた優良建築物等整備事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画の名称

2 変更理由

3 変更内容

4 補助金交付変更額

（1）交付決定額 円

（2）交付変更申請額 円

（3）差引増減額 円

5 事業完了期日 年 月 日

6 添付書類

（1）補助金交付申請書の様式を準用してください。

（2）変更に係るものは二段書きとし、当初は上段に括弧書きをしてください。

様式第10（第11条関係）

第 号  
年 月 日

土地所有者等  
（代表者） 様

安城市長 印

優良建築物等整備事業内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった優良建築物等整備事業内容変更承認申請については、下記のとおり承認したので通知します。

記

様式第11（第12条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所  
（代表者） 氏 名

印

優良建築物等整備事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた優良建築物等整備事業について、下記のとおり当該事業を中止・廃止したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止・廃止に係る理由

2 中止・廃止に係る補助金交付決定額等

(1) 交付決定額 円

(2) 中止・廃止申請額 円

(3) 差 引 額 円

様式第12（第12条関係）

第 号  
年 月 日

土地所有者等 様  
（代表者）

安城市長 印

優良建築物等整備事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった優良建築物等整備事業中止・廃止承認申請については、下記のとおり承認したので通知します。

記

様式第13（第13条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所  
(代表者) 氏 名

印

## 優良建築物等整備事業完了期日変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた優良建築物等整備事業について、下記のとおり完了期日を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

1 事業計画の名称

2 交付決定通知書に付された事業の完了期日

年 月 日

3 変更すべき事業の完了予定期日

年 月 日

4 完了期日までに完了しない理由

5 事業実施状況表

項 目	事業費	契約済 事業費	契 約 年月日	契約工期	当初の完了 期日までの 予定出来高	備 考
					%	
計						

6 実施計画

様式第14（第13条関係）

第 号  
年 月 日

土地所有者等 様  
（代表者）

安城市長 印

優良建築物等整備事業完了期日変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった優良建築物等整備事業完了期日  
変更承認申請については、下記のとおり承認したので通知します。

記



様式第15（第14条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所  
（代表者） 氏 名 印

着手（完了）届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた除却工事  
（建築工事）について、下記のとおり着手（完了）しましたので届け出ま  
す。

記

1 事業計画の名称

2 着手年月日 年 月 日

3 完了年月日 年 月 日

※建築工事着手届には、建築確認済証の写しを添付すること。

様式第16（第15条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所  
（代表者） 氏 名 印

優良建築物等整備事業進行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた  
優良建築物等整備事業の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

様式第17（第17条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所  
（代表者） 氏 名 印

優良建築物等整備事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助対象事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業期間 年 月 日から年 月 日まで
- 4 添付書類
  - (1) 補助対象事業が完了したことを証する書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第18（第18条関係）

第 年 月 日 号

土地所有者等 様  
（代表者）

安城市長 印

優良建築物等整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった市街地住宅優良建築物等整備事業に係る補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 確定補助金額 円

様式第19（第19条関係）

年 月 日

安城市長

土地所有者等 住 所  
(代表者) 氏 名

印

## 優良建築物等整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた優良建築物等整備事業が完了しましたので、下記のとおり補助金の交付を請求します。

## 記

1 請求金額 円

2 補助事業等の名称

3 交付決定月日 年 月 日  
(変更前交付決定日) 年 月 日

4 交付決定額 円

## 5 振込先口座

金融機関	銀 行 店 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 所								
	預金種別	1 普通	口座番号						
	2 当座								
	3 貯蓄								
フリガナ									
口座名義									

様式第20（第20条関係）

第 号  
年 月 日

土地所有者等 様  
（代表者）

安城市長 印

優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した優良建築物等整備事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 取消しの理由